

雪に強い住まいを！



令和8年度

湯沢市克雪住宅推進補助金

雪下ろし作業の負担軽減や安全確保などを目的とした
住宅屋根の雪対策改修工事に補助金を交付します

申請受付期間	令和8年4月1日(水)から令和9年2月26日(金) ※ただし、予算額に達した場合は受付を終了します。	
対象者	市内に住民登録がある方または転入を予定をしている方で、自身が居住する住宅屋根の改修工事などを行うこと。 ※申請者および同居家族が市税を滞納している場合は申請できません。	
対象住宅	市内の一戸建て住宅(併用住宅は住居部分に限ります) ※借家、空き家、作業小屋、車庫、蔵、物置などは対象外。	
注意事項	・補助金交付決定前の工事着手はできません。 ・過去にこの補助金を受けた住宅は申請できません。	
対象工事	①克雪化改修工事	②雪下ろし安全対策工事
	屋根の勾配変更や設備の設置などにより屋根の落雪化や融雪化を図る工事などで、費用が 30万円以上 のもの	転落を防止するための装置、固定式はしごや雪止め金具の設置工事など
補助額	対象工事費の15%(上限25万円) 【高齢者世帯等※は上限30万円】	対象工事費の2分の1(上限6万円) 【高齢者世帯等※は上限7万円】
対象工事例	<ul style="list-style-type: none">・屋根の勾配を10分の4以上とし、屋根の雪が自然に落下する構造にする工事・雪下ろし作業の負担軽減のため、屋根の勾配を10分の1以下にする工事・屋根に融雪設備を設置する工事・軒の補強工事・雪割り設置工事・住宅敷地内の防雪柵設置工事 など	<ul style="list-style-type: none">・命綱を固定する金具の設置工事・固定式はしごの設置工事・雪止め金具の設置工事・転落防止柵の設置工事 など



※高齢者世帯等とは

- ① 高齢者世帯 65歳以上のみ、または65歳以上と18歳以下の児童で構成される世帯
- ② 障がい者世帯 世帯主が身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している世帯
- ③ ひとり親世帯 ひとり親(世帯主)などと18歳以下の児童で構成される児童扶養手当を受給している世帯

◆詳しくは都市計画課建築班へお問い合わせください